

笛吹市最低制限価格の運用について

平成 27 年 4 月 1 日施行
平成 28 年 4 月 1 日改正
平成 29 年 4 月 1 日改正
平成 31 年 4 月 1 日改正
令和 元年 5 月 21 日改正
令和 4 年 4 月 1 日改正
令和 6 年 6 月 1 日改正

本市では、事業者の健全な経営環境や工事、業務等の品質の確保を図り、事業に必要な経費が適正に反映された金額で、かつ適正な利潤が確保できる金額で契約を締結するため、工事及び業務委託については国が定めた算式を準用することで、最低制限価格基礎額を算定し、その額に無作為に発生させた係数（以下「ランダム係数」という。）を乗じた額を最低制限価格として設定します。

また、最低制限価格については、本来消費税及び地方消費税相当額を含んだ価格（税込）であります。入札金額は税抜のため、開札後の入札価格との比較を容易にするために、開札後に公表する最低制限価格は税抜での表示とします。

なお、最低制限価格については、従前どおり事後公表とします。

最低制限価格制度とは、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づき、工事又は製造その他についての請負の契約の入札において、契約内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者であっても、最低制限価格を下回る場合には、これを落札者とせず最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度です。

すなわち、予定価格は発注者が事前に設定する落札上限価格で、これより高い入札額は無効となります。一方の最低制限価格は落札の下限に当たり、工事等をしっかり行うのに必要な経費などを発注者が勘案した額で、これを下回ると失格となります。

業務種別	基礎額算定式(合計額の1000円未満切捨て)
建設工事	直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費×68%
測量業務	直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費の50%
建築関係コンサルタント業務(工事監理業務を含む。)	直接人件費+特別経費+技術経費の60%+諸経費の60%
土木関係コンサルタント業務(工事監理業務を含む。)	直接人件費+直接経費+その他原価の90%+一般管理費等の50%
地質調査業務	直接調査費 + 間接調査費の90%+解析等調査業務費の80%+諸経費の50%
補償コンサルタント業務	直接人件費+直接経費+その他原価の90%+一般管理費等の50%

※各費目は税抜きの金額とします。

※算定式の割合は適宜見直すものとし、見直した場合は随時公表します。

※最低制限価格基礎額については、各費目の計算結果は1円未満切捨てとし、業務種別ごとの合計額の総額から、業務種別ごとの調整額(各積算基準書等に記載された端数処理額)の総額を減じて得た額を1000円未満切捨てとし、最低制限価格の基準額とします。

※建設工事の最低制限価格基礎額の設定範囲は、予定価格に対して上記算定式によって得られる額が92%を超える場合にあっては92%を上限とし、75%を下回る場合にあっては75%を下限とします。

※測量業務の最低制限価格基礎額の設定範囲は、予定価格に対して上記算定式によって得られる額が82%を超える場合にあっては82%を上限とし、60%を下回る場合にあっては60%を下限とします。

※建築関係コンサルタント、土木関係コンサルタント及び補償コンサルタント業務の最低制限価格基礎額の設定範囲は、予定価格に対して上記算定式によって得られる額が81%を超える場合については81%を上限とし、60%を下回る場合については60%を下限とします。

※地質調査業務の最低制限価格基礎額の設定範囲は、予定価格に対して上記算定式によって得られる額が85%を超える場合にあっては85%を上限とし、3分の2を下回る場合にあっては3分の2を下限とします。

※一般的な工事の設計書では、工事価格(税抜き設計金額)を算出する場合、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の4項目を基準にしていますが、記載のない費目の場合は、下表の4項目に分類して、最低制限価格基礎額を算出します。

記載のない費目例

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
工場製作費 (工場製作工)	事業損失防止施設費	工場管理費	通信回線契約諸経費
機器費 (機器単体費)		機器管理費	水道管移設に伴う申請 手数料
直接製作費		設計技術費	
処分費		技術者間接費	
機械設備製作等		据付間接費	
		間接労務費	
		点検整備間接費	